

独立行政法人評価制度委員会運営規則 新旧対照表 (案)

令和 3 年 4 月 26 日

改正後	改正前
<p>(委員等以外の者の出席)</p> <p><u>第 5 条</u> 委員長は、必要があると認めるときは、委員並びに議事に 関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させ、 意見を述べさせ、又は説明させることができる。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(部会の運営)</p> <p><u>第 6 条</u> (略)</p>	<p>(部会の運営)</p> <p><u>第 5 条</u> (略)</p>
<p>(委任規定)</p> <p><u>第 7 条</u> (略)</p>	<p>(委任規定)</p> <p><u>第 6 条</u> (略)</p>